

令和2年12月8日

令和2年第4回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 1 号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 議案第 2 号 美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 令和 2 年度美浦村一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 8 号 令和 2 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 令和 2 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 10 号 令和 2 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 11 号 令和 2 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 2 号）

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。

令和2年12月8日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所	美浦村大字大谷1452番地3
氏 名	内田 光子
生年月日	昭和22年3月15日

議案第1号

美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年12月8日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。

ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により村に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、美浦村選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、

64,500円とする。）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円とする。）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該

選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用する場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円とする。）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補

者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数が生じた場合には、これを1円に切り上げる。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 村は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が1,000円を超える場合には、1,000円とする。)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(この場合において、1未満の端数が生じた場合には、1に切り上げる。)の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該作成ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第 2 号

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年美浦村条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 1 条関係）中

「

美浦村地域交流館	委員長	5,500円	〃	〃
運営委員会委員	委員	5,000円	〃	〃

」の次に

「

美浦村鳥獣被害防	委員長	5,500円	〃	〃
止対策協議会委員	委員	5,000円	〃	〃

」を加える。

別表第2（第2条第2項関係）中

「

美浦村地域交流館運営委員会委員

」の次に

「

美浦村鳥獣被害防止対策協議会委員

」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

美浦村後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年美浦村条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 4 号

美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年美浦村条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和 2 年 9 月 3 0 日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険税条例（昭和 4 1 年美浦村条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 1 号中「3 3 万円」を「4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加

算した金額)」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第22条の2の見出しを「（特例対象被保険者等に係る届出）」に改め、同条中「申告書」を「届出書」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の美浦村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 号

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 1 2 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

美浦村介護保険条例（平成 1 2 年美浦村条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の美浦村介護保険条例附則第 7 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第7号

令和2年度美浦村一般会計補正予算（第7号）

令和2年度美浦村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144,946千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,567,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月8日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,250,353	10,287	2,260,640
	1 国庫負担金	342,423	7,641	350,064
	2 国庫補助金	1,904,191	2,646	1,906,837
16 県支出金		481,809	15,324	497,133
	1 県負担金	197,961	8,891	206,852
	2 県補助金	250,015	6,433	256,448
18 寄附金		100,103	98,000	198,103
	1 寄附金	100,103	98,000	198,103
19 繰入金		78,268	9,052	87,320
	1 特別会計繰入金	10,560	35,440	46,000
	2 基金繰入金	67,708	△26,388	41,320
21 諸収入		130,488	12,283	142,771
	5 雑入	119,019	12,283	131,302
歳入合計		8,422,235	144,946	8,567,181

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		103,474	260	103,734
	1 議会費	103,474	260	103,734
2 総務費		2,508,214	109,255	2,617,469
	1 総務管理費	2,252,862	110,755	2,363,617
	2 徴税費	164,601	△1,500	163,101
3 民生費		1,842,011	29,445	1,871,456
	1 社会福祉費	1,220,937	29,444	1,250,381
	2 児童福祉費	620,774	1	620,775
4 衛生費		1,235,568	7,560	1,243,128
	1 保健衛生費	170,218	7,560	177,778
5 農林水産業費		362,155	1,343	363,498
	1 農業費	359,541	1,343	360,884
6 商工費		69,224	2,120	71,344
	1 商工費	69,224	2,120	71,344
8 消防費		328,711	612	329,323
	1 消防費	328,711	612	329,323
9 教育費		891,330	△4,826	886,504
	1 教育総務費	287,711	83	287,794
	2 小学校費	82,422	3,551	85,973
	3 中学校費	64,922	3,757	68,679
	4 幼稚園費	96,866	110	96,976
	5 社会教育費	165,586	△10,634	154,952
	6 保健体育費	193,823	△1,693	192,130
11 公債費		622,434	△823	621,611
	1 公債費	622,434	△823	621,611
歳 出 合 計		8,422,235	144,946	8,567,181

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
自動体外式除細動器賃貸借料	令和3年度 ～令和7年度	3,705
ホームページ作成CMS及び美浦村アプリ使用料	令和3年度 ～令和7年度	4,380
土地評価システム更新業務委託料	令和3年度 ～令和5年度	45,540
給食用リフト保守管理委託料	令和3年度 ～令和5年度	972
エレベーター保守管理委託料	令和3年度 ～令和5年度	5,205
定期清掃委託料	令和3年度 ～令和4年度	4,896
議会だより印刷製本費	令和3年度	634
議事録作成支援システム保守管理委託料	令和3年度	429
広報みほ印刷製本費	令和3年度	2,054
広報みほ等定期配布業務委託料	令和3年度	212
広報紙等作成ソフトウェア使用料	令和3年度	474
福祉バス運転業務委託料	令和3年度	2,970
子育て支援センター管理業務委託料	令和3年度	2,861
こころの体温計業務委託料	令和3年度	28
こころの健康相談事業委託料	令和3年度	180
地域公共交通運行管理業務委託料	令和3年度	17,651
地域活動支援センター事業委託料	令和3年度	879
地域生活支援事業委託料	令和3年度	156
防犯カメラ保守管理委託料	令和3年度	522
動物死骸処理委託料	令和3年度	1,210
美駒地区粗大ゴミ収集業務委託料	令和3年度	2,068
資源ゴミ回収業務委託料	令和3年度	115
一般ごみ訪問収集業務委託料	令和3年度	286
河川水質調査委託料	令和3年度	167
発達相談業務委託料	令和3年度	489
母子健康手帳アプリ使用料	令和3年度	264
自動体外式除細動器賃貸借料	令和3年度	35
バス運行業務委託料（幼稚園）	令和3年度	5,280
調光機器保守管理委託料	令和3年度	215
中央公民館管理委託料	令和3年度	3,806
電気設備保守管理委託料	令和3年度	209

寝 具 賃 借 料	令和3年度	470
光と風の丘公園管理業務委託料	令和3年度	11,749
バス運行業務委託料（大谷小）	令和3年度	7,150
いじめ防止アプリ使用料	令和3年度	118
学校給食食材放射能測定業務委託料	令和3年度	482
英語指導助手派遣委託料	令和3年度	12,330
T R C 図 書 マ ー ク 保 守 料	令和3年度	220
図 書 デ ー タ T O O L i 使 用 料	令和3年度	616
ス ポ ー ツ ト ラ ク タ ー 賃 貸 借 料	令和3年度	75
清 掃 委 託 料	令和3年度	2,997
自 動 扉 保 守 管 理 委 託 料	令和3年度	859
施 設 備 品 賃 借 料	令和3年度	863
合 計		169,768

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,250,353	10,287	2,260,640
16 県支出金	481,809	15,324	497,133
18 寄附金	100,103	98,000	198,103
19 繰入金	78,268	9,052	87,320
21 諸収入	130,488	12,283	142,771
歳入合計	8,422,235	144,946	8,567,181

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	103,474	260	103,734				260
2 総務費	2,508,214	109,255	2,617,469			△4,390	113,645
3 民生費	1,842,011	29,445	1,871,456	16,532		△24,860	37,773
4 衛生費	1,235,568	7,560	1,243,128	2,646		1,400	3,514
5 農林水産業費	362,155	1,343	363,498	1,383			△40
6 商工費	69,224	2,120	71,344	5,050		△1,600	△1,330
8 消防費	328,711	612	329,323				612
9 教育費	891,330	△4,826	886,504			△3,385	△1,441
11 公債費	622,434	△823	621,611				△823
歳 出 合 計	8,422,235	144,946	8,567,181	25,611		△32,835	152,170

2 歳入
(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費国庫負担金	329,795	7,641	337,436
計	342,423	7,641	350,064

節		説明	
区分	金額		
2 障がい者福祉費負担金	7,641	10 自立支援給付費負担金	925
		15 障害者医療費負担金	856
		20 障害児入所給付費等負担金	5,860

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	2,427	2,646	5,073
計	1,904,191	2,646	1,906,837

1 保健衛生費補助金	2,646	5 感染症予防事業費等補助金	2,646
------------	-------	----------------	-------

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	191,648	8,891	200,539
計	197,961	8,891	206,852

2 障がい者福祉費負担金	3,820	10 自立支援給付費負担金	462
		15 障害者医療費負担金	428
		20 障害児通所給付費等負担金	2,930
5 後期高齢者医療広域連合負担金	5,071	5 保険基盤安定負担金(3/4)	5,071

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

4 農林水産業費県補助金	112,103	1,383	113,486
5 商工費県補助金	365	5,050	5,415
計	250,015	6,433	256,448

1 農業費補助金	1,383	77 儲かる産地支援事業費補助金	1,383
1 商工振興費補助金	5,050	25 地域企業活力向上応援事業費補助金	5,000
		30 茨城県災害対策融資補助金	50

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	65,000	63,000	128,000
2 指定寄附金	35,103	35,000	70,103
計	100,103	98,000	198,103

1 一般寄附金	63,000	20 一般寄附金	63,000
1 指定寄附金	35,000	15 美浦村ふるさと応援寄附金	35,000

(款) 19 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

6 電気事業会計繰入金	0	35,440	35,440
計	10,560	35,440	46,000

1 電気事業会計繰入金	35,440	5 電気事業会計繰入金	35,440
-------------	--------	-------------	--------

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 ふるさと基金繰入金	3,840	△3,590	250
-------------	-------	--------	-----

1 ふるさと基金繰入金	△3,590	5 ふるさと基金繰入金	△3,590
-------------	--------	-------------	--------

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
6 陸平基金繰入金	18,129	△4,675	13,454
8 財政調整基金繰入金	17,813	△17,813	0
10 ふるさと応援基金繰入金	27,736	△310	27,426
計	67,708	△26,388	41,320

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	51,667	12,283	63,950
計	119,019	12,283	131,302

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 陸平基金繰入金	△4,675	5 陸平基金繰入金	△4,675
1 財政調整基金繰入金	△17,813	5 財政調整基金繰入金	△17,813
1 ふるさと応援基金繰入金	△310	5 ふるさと応援基金繰入金	△310

3 保健衛生雑入	1,400	12 検診等負担金	1,400
5 社会教育雑入	△565	5 文化講座受講料	△295
		15 陸平学園体験料	△90
		25 美浦大学参加者負担金	△180
7 雑入	11,448	53 美浦少年のつばさ参加者負担金	△800
		138 茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金精算金	9,248
		167 茨城県町村会事業推進交付金	3,000

3 歳 出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	103,474	260	103,734				260
計	103,474	260	103,734				260

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	245,348	1,600	246,948				1,600
3 財政管理費	2,373	2,442	4,815				2,442
6 財政調整基金費	105,540	28,067	133,607				28,067
7 企画費	219,896	18,426	238,322				18,426
11 人材育成費	5,152	△4,780	372			△4,390	△390

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費 260
3 職員手当等	100	3 職員手当等 100 5 時間外勤務手当
4 共済費	160	1 時間外勤務手当 4 共済費 160 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金（一般職）

		2 職員給与関係経費 1,600
3 職員手当等	1,600	3 職員手当等 1,600 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
		2 財政事務費 2,442
12 委託料	2,442	12 委託料 2,442 5 業務委託料 5 財務書類作成支援業務委託料
		2 財政調整基金費 28,067
24 積立金	28,067	24 積立金 28,067 1 財政調整基金積立金 1 財政調整基金積立金
		7 ふるさと応援寄附金事業費 18,426
7 報償費	10,500	7 報償費 10,500 2 賞賜金
11 役務費	2,728	1 記念品代 11 役務費 2,728 1 通信運搬費 2,618 3 運搬料
13 使用料及び賃借料	5,198	4 手数料 110 55 公金払い手数料 13 使用料及び賃借料 5,198 1 使用料 10 システム使用料
		3 少年のつばさ事業費 △4,480
7 報償費	△90	7 報償費 △90 1 報償金 △30 2 講師謝礼
8 旅費	△230	2 賞賜金 △60 1 記念品代 8 旅費 △230 2 普通旅費
18 負担金補助及び交付金	△4,460	1 普通旅費 18 負担金補助及び交付金 △4,160 10 補助金 1 少年のつばさ
		5 台湾交流事業費 △300
18 負担金補助及び交付金		18 負担金補助及び交付金 △300 10 補助金

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(11 人材育成費)							
17 学校施設建設基金費	30	30,000	30,030				30,000
18 ふるさと応援基金費	25,001	35,000	60,001				35,000
計	2,252,862	110,755	2,363,617			△4,390	115,145

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

3 徴収費	78,714	△1,500	77,214				△1,500
計	164,601	△1,500	163,101				△1,500

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	292,478	5,574	298,052				5,574
2 老人福祉費	327,716	△945	326,771				△945
3 障がい者福祉費	300,007	17,171	317,178	11,461			5,710

(単位：千円)

区分	金額	説明
		25 台湾交流事業補助金
24 積立金	30,000	2 学校施設建設基金費 30,000 24 積立金 30,000 9 学校施設建設基金積立金 1 学校施設建設基金積立金
24 積立金	35,000	2 ふるさと応援基金費 35,000 24 積立金 35,000 14 ふるさと応援基金積立金 1 ふるさと応援基金積立金

3 職員手当等	△1,500	1 職員給与関係経費 △1,500 3 職員手当等 △1,500 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
---------	--------	---

18 負担金補助及び交付金	5,574	2 社会福祉事務費 5,574 18 負担金補助及び交付金 5,574 10 補助金 1 村社会福祉協議会
7 報償費	△350	4 敬老事業費 △1,205 7 報償費 △350 1 報償金 3 事業協力者謝礼
10 需用費	△326	10 需用費 △326 3 食糧費 1 食糧費
11 役務費	△280	11 役務費 △280 1 通信運搬費 1 郵便料
12 委託料	△27	12 委託料 △27 5 業務委託料 31 封入封緘業務委託料
13 使用料及び賃借料	△222	13 使用料及び賃借料 △222 2 賃借料 7 バス借上料
27 繰出金	260	9 介護保険特別会計繰出金 260 27 繰出金 260 9 介護保険特別会計繰出金 1 介護保険特別会計繰出金
18 負担金補助及び交付金	△340	4 障がい者自立支援給付事業費 5,298 19 扶助費 3,563 4 医療福祉扶助費 1,712 5 更生医療費 1,139 6 育成医療費 573

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(3 障がい者福祉費)							
4 国民年金事務費	226	1	227				1
6 後期高齢者医療給付費	179,865	6,762	186,627	5,071			1,691
7 医療福祉費	114,405	881	115,286				881
計	1,220,937	29,444	1,250,381	16,532			12,912

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	105,233	1	105,234				1
3 保育所費	256,198	0	256,198			△24,860	24,860
計	620,774	1	620,775			△24,860	24,861

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	59,338	432	59,770				432
-----------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

(単位：千円)

節	金額	説明
19 扶助費	15,776	5 その他扶助費 1,851 5 補装具支給費 22 償還金、利子及び割引料 1,735 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
22 償還金、利子及び割引料	1,735	5 障がい児通所給付事業費 11,720 19 扶助費 11,720 5 その他扶助費 65 障がい児通所給付費 6 障がい者地域生活支援事業費 153 18 負担金補助及び交付金 △340 5 負担金 △191 10 手話奉仕員養成研修負担金 10 補助金 △149 1 村身体障害者福祉協議会 19 扶助費 493 5 その他扶助費 13 日中一時支援事業費
22 償還金、利子及び割引料	1	2 国民年金事務費 1 22 償還金、利子及び割引料 1 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
27 繰出金	6,762	3 後期高齢者医療特別会計繰出金 6,762 27 繰出金 6,762 17 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分） 1 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）
22 償還金、利子及び割引料	881	2 医療福祉事務費 881 22 償還金、利子及び割引料 881 5 国庫支出金等返還金 2 県支出金返還金
22 償還金、利子及び割引料	1	12 特別児童扶養手当事務費 1 22 償還金、利子及び割引料 1 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
1 報酬	410	2 保健衛生事務費 432 1 報酬 410 4 会計年度任用職員報酬 11 看護師
8 旅費	22	8 旅費 22

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 保健衛生総務費)							
2 予防費	105,908	7,128	113,036	2,646		1,400	3,082
計	170,218	7,560	177,778	2,646		1,400	3,514

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	68,361	1,343	69,704	1,383			△40
計	359,541	1,343	360,884	1,383			△40

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工振興費	68,022	2,120	70,142	5,050			△2,930
2 観光費	1,202	0	1,202			△1,600	1,600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 費用弁償 1 費用弁償
		2 予防接種事業費 250
10 需用費	19	19 扶助費 250 5 その他扶助費 45 A類予防接種費
11 役務費	94	54 新型コロナウイルス感染防止対策事業 6,878
		10 需用費 19 1 消耗品費 1 消耗品費
12 委託料	6,765	11 役務費 94 1 通信運搬費 1 郵便料
19 扶助費	250	12 委託料 6,765 5 業務委託料 10 ウイルス検査委託料

1 報酬	35	3 農業経営対策事業費 △40 1 報酬 35 3 非常勤職員報酬 40 鳥獣被害防止対策協議会委員
8 旅費	5	8 旅費 5 1 費用弁償 1 費用弁償
18 負担金補助及び交付金	1,303	18 負担金補助及び交付金 △80 5 負担金 5 全国農業サミット市町村負担金 △40 6 全国農業サミット参加者負担金 △40
		5 産地確立推進事業費 1,383 18 負担金補助及び交付金 1,383 10 補助金 77 儲かる産地支援事業費補助金

18 負担金補助及び交付金	2,120	2 商工振興事業費 △2,880 18 負担金補助及び交付金 △2,880 5 負担金 139 8 茨城県災害対策融資負担金 10 補助金 △3,019 6 村商業振興対策協議会 △3,100 12 茨城県災害対策融資利子補給 81
		6 新型コロナウイルス対策地域経済活性化事業 5,000 18 負担金補助及び交付金 5,000 10 補助金 30 アマビエ登録事業者支援金

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	69,224	2,120	71,344	5,050		△1,600	△1,330

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

4 災害対策費	37,270	612	37,882				612
計	328,711	612	329,323				612

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	286,129	83	286,212				83
計	287,711	83	287,794				83

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	69,029	4,267	73,296				4,267
2 教育振興費	13,393	△716	12,677				△716

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

10 需用費	612	5 屋外防災行政無線管理費 612
		10 需用費 612
		6 修繕料
		10 施設等修繕料 (資産)

3 職員手当等	300	2 職員給与関係経費 300
		3 職員手当等 300
		5 時間外勤務手当
		1 時間外勤務手当
12 委託料	△127	19 学校教育支援経費 △217
		12 委託料 △127
		7 電算処理委託料
		1 スポーツテスト集計委託料
18 負担金補助及び交付金	△90	18 負担金補助及び交付金 △90
		10 補助金
		55 村小学生陸上記録会補助金

10 需用費	2,322	7 小学校施設管理費 4,267
		10 需用費 2,322
		6 修繕料
		2 施設等修繕料
11 役務費	△19	11 役務費 △19
		4 手数料
		14 水質検査手数料
12 委託料	1,964	12 委託料 1,964
		5 業務委託料
		90 防火設備定期検査報告業務委託料
13 使用料及び賃借料	△446	4 木原小学校教育振興事業費 △288
		13 使用料及び賃借料 △138
		2 賃借料
		7 バス借上料
18 負担金補助及び交付金	△270	18 負担金補助及び交付金 △150
		10 補助金
		5 プール監視員設置補助金
		5 大谷小学校教育振興事業費 △308
		13 使用料及び賃借料 △308
		2 賃借料
		7 バス借上料
		6 安中小学校教育振興事業費 △120
		18 負担金補助及び交付金 △120
		10 補助金
		5 プール監視員設置補助金

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
計	82,422	3,551	85,973				3,551

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	46,739	2,675	49,414				2,675
2 教育振興費	18,183	1,082	19,265				1,082
計	64,922	3,757	68,679				3,757

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	96,866	110	96,976				110
計	96,866	110	96,976				110

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	94,591	△1,350	93,241				△1,350
-----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

10 需用費	1,444	3 美浦中学校学校管理費 600
		10 需用費 600
		5 光熱水費
		1 電気使用料
12 委託料	1,231	5 中学校施設管理費 2,075
		10 需用費 844
		6 修繕料
		2 施設等修繕料
		12 委託料 1,231
		5 業務委託料
		90 防火設備定期検査報告業務委託料
13 使用料及び賃借料	△1,395	4 美浦中学校教育振興事業費 △1,755
		13 使用料及び賃借料 △1,395
		1 使用料 △763
		15 プール使用料
17 備品購入費	2,837	2 賃借料 △632
		7 バス借上料
		18 負担金補助及び交付金 △360
		10 補助金
		2 修学旅行引率
18 負担金補助及び交付金	△360	5 中学校教育振興事業費 2,837
		17 備品購入費 2,837
		4 図書購入費
		2 教師用指導書 1,824
		3 デジタル教科書 1,013

10 需用費	110	4 幼稚園管理費 110
		10 需用費 110
		6 修繕料
		2 施設等修繕料

4 共済費	410	1 職員給与関係経費 410
		4 共済費 410
		2 職員共済組合負担金
		4 職員共済組合負担金（会計年度任用職フルタイム）
7 報償費	△140	2 社会教育事務費 △1,760
		7 報償費 △140
		1 報償金
		2 講師謝礼
10 需用費	△500	10 需用費 △500
		1 消耗品費 △100
13 使用料及び賃借料	△1,120	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 社会教育総務費)							
2 公民館費	40,335	△6,781	33,554			△310	△6,471
3 文化財保護費	21,485	△2,503	18,982			△3,075	572
計	165,586	△10,634	154,952			△3,385	△7,249

節		説明
区分	金額	
		1 消耗品費 3 食糧費 1 食糧費 13 使用料及び賃借料 1 使用料 1 有料道路使用料 2 駐車場使用料 5 入場料 2 賃借料 7 バス借上料 2 中央公民館運営費 △543
12 委託料	△310	17 備品購入費 1 庁用器具費 1 庁用器具費 3 中央公民館管理費 △788
14 工事請負費	△478	12 委託料 2 保守点検委託料 42 エレベーター保守管理委託料 14 工事請負費 2 建築工事 15 防犯カメラ設置工事 3 維持補修工事 36 中央公民館図書室照明更新工事
17 備品購入費	△543	5 “みほ”産業文化・スポーツフェスティバル事業費 △5,450
18 負担金補助及び交付金	△5,450	18 負担金補助及び交付金 10 補助金 1 ”みほ”産業文化・スポーツフェスティバル
7 報償費	△260	2 文化財施設管理費 △543
17 備品購入費	△543	17 備品購入費 1 庁用器具費 1 庁用器具費 4 文化財活用事業費 △1,960
18 負担金補助及び交付金	△1,700	7 報償費 1 報償金 2 講師謝礼 3 事業協力者謝礼 18 負担金補助及び交付金 10 補助金 6 陸平縄文ムラまつり実行委員会
		2 光と風の丘公園管理費 △1,693
12 委託料	△251	12 委託料 1 維持管理委託料 5 植木管理委託料
14 工事請負費	△1,442	5 業務委託料 1 雑草除去委託料 14 工事請負費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

3 光と風の丘公園管理費	44,934	△1,693	43,241				△1,693
--------------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

12 委託料	△251	12 委託料 1 維持管理委託料 5 植木管理委託料
14 工事請負費	△1,442	5 業務委託料 1 雑草除去委託料 14 工事請負費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(3 光と風の丘公園管理費)							
計	193,823	△1,693	192,130				△1,693

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	578,399	489	578,888				489
2 利子	44,034	△1,312	42,722				△1,312
計	622,434	△823	621,611				△823

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		3 維持補修工事
		23 野球場バックスクリーン改修工事
		46 野球場床改修工事
		47 テニスコート脇四阿修繕工事
		△1,244
		△66
		△132

22 償還金、利子及び割引料	489	2 元金償還費	489
		22 償還金、利子及び割引料	489
		1 長期借入債元金償還金	
		1 長期借入債元金償還金	
22 償還金、利子及び割引料	△1,312	2 利子償還費	△1,312
		22 償還金、利子及び割引料	△1,312
		2 長期借入債利子償還金	
		1 長期借入債利子償還金	

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	2		13,920	3,867 (3.4)			2,070	19,857	2,233	22,090	
	議 員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	15,590	70,989	
	その他の 特別職	676	27,711						27,711		27,711	
	計	690	69,495	13,920	17,482			2,070	102,967	17,823	120,790	
補正前	長 等	2		13,920	3,867 (3.4)			2,070	19,857	2,233	22,090	
	議 員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	15,590	70,989	
	その他の 特別職	669	27,676						27,676		27,676	
	計	683	69,460	13,920	17,482			2,070	102,932	17,823	120,755	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	7	35						35		35	
	計	7	35						35		35	

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>64</u>) 169	77,447	593,878	380,667	1,051,992	188,275	1,240,267	
補正前	(<u>74</u>) 168	77,037	593,878	380,167	1,051,082	187,705	1,238,787	
比較	(<u>△10</u>) 1	410		500	910	570	1,480	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	10,824	4,911	9,906		35,764	1,074	13,748	135,472	90,308	78,660	
	補正前	10,824	4,911	9,906		35,264	1,074	13,748	135,472	90,308	78,660	
	比較					500						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>2</u>) 135		512,169	342,415	854,584	158,166	1,012,750	
補正前	(<u>2</u>) 136		512,169	341,915	854,084	158,006	1,012,090	
比較	(<u>△1</u>)			500	500	160	660	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	10,824	4,911	8,429		30,270	1,074	13,748	115,336	90,308	67,515	
	補正前	10,824	4,911	8,429		29,770	1,074	13,748	115,336	90,308	67,515	
	比較					500						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	($\frac{62}{34}$)	77,447	81,709	38,252	197,408	30,109	227,517	
補 正 前	($\frac{72}{32}$)	77,037	81,709	38,252	196,998	29,699	226,697	
比 較	($\frac{\Delta 10}{2}$)	410			410	410	820	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,477		5,494			20,136		11,145	
	補 正 前			1,477		5,494			20,136		11,145	
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料		会計年度任用職員制度導入に伴う増加分	会計年度任用職員	
		給与改定に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.10 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計年度任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 計 補正後 137 人 137 人 補正前 138 人 138 人 増減 △ 1 人 △ 1 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 1 人 △ 1 人 会計間の異動 人
職員手当	500	会計年度任用職員制度導入に伴う増加分	通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 退職手当	
		制度改正に伴う増減分	住居手当 勤勉手当	
		その他の増減分	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	500

3 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職
令和2年12月1日現在	平均給料月額	325,262	313,143
	平均給与月額	361,388	318,586
	平均年令	42歳5月	55歳3月
令和2年9月1日現在	平均給料月額	321,406	313,143
	平均給与月額	359,864	318,586
	平均年令	42歳0月	55歳0月

イ. 初任給

(単位：円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高校卒	154,900	152,700	150,600	147,900
大学卒	182,200	-	182,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年12月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 6	() 85.7%
	6	() 13	() 11.2%	3	() 1	() 14.3%
	5	() 14	() 12.1%	2	()	()
	4	() 32	() 27.6%	1	()	()
	3	() 24	() 20.7%			
	2	() 20	() 17.2%			
	1	() 9	() 7.8%			
	計	() 116	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%
令和2年9月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 6	() 85.7%
	6	() 13	() 11.1%	3	() 1	() 14.3%
	5	() 14	() 12.0%	2	()	()
	4	() 32	() 27.4%	1	()	()
	3	() 24	() 20.5%			
	2	() 21	() 17.9%			
	1	() 9	() 7.7%			
	計	() 117	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長及び次長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等 相当の技能又は経験を有する調理師 相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等 高度の技能又は経験を有する調理師 高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	130	116	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	号給 (人)				
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	131	117	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	号給 (人)				
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	
補正前	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	
国の制度	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 8 号

令和 2 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度美浦村の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 9 7, 3 9 1 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 2 月 8 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
【保険事業勘定】				
1 保険料		260,351	△754	259,597
	1 介護保険料	260,351	△754	259,597
3 国庫支出金		252,744	1,037	253,781
	2 国庫補助金	42,462	1,037	43,499
7 繰入金		248,641	260	248,901
	1 一般会計繰入金	213,141	260	213,401
保険事業勘定歳入合計		1,293,848	543	1,294,391
歳入合計		1,296,848	543	1,297,391

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
【保険事業勘定】				
1 総務費		38,993	425	39,418
	1 総務管理費	27,891	425	28,316
7 諸支出金		11,278	118	11,396
	1 償還金及び還付加算金	4,208	118	4,326
保険事業勘定歳出合計		1,293,848	543	1,294,391
歳 出 合 計		1,296,848	543	1,297,391

令和 2 年 度

介護保険特別会計（保険事業勘定）

歳入歳出補正予算事項別明細書

記号番号	0 8 4 4 2 6	保険者名	美浦村
------	-------------	------	-----

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	260,351	△754	259,597
3 国庫支出金	252,744	1,037	253,781
7 繰入金	248,641	260	248,901
歳入合計	1,293,848	543	1,294,391

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	38,993	425	39,418	165		260	
7 諸支出金	11,278	118	11,396	118			
歳 出 合 計	1,293,848	543	1,294,391	283		260	

2 歳入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 第1号被保険者保険料	260,351	△754	259,597
計	260,351	△754	259,597

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	30,542	349	30,891
5 介護保険事業費補助金	0	165	165
9 介護保険災害等臨時特例補助金	0	523	523
計	42,462	1,037	43,499

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 その他一般会計繰入金	48,083	260	48,343
計	213,141	260	213,401

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分特別徴収保険料	△737	1 現年度分特別徴収保険料	△737
2 現年度分普通徴収保険料	△17	1 現年度分普通徴収保険料	△17

3 特別調整交付金	349	5 特別調整交付金	349
1 介護保険事業費補助金	165	10 介護保険事業費補助金	165
1 介護保険災害等臨時特例補助金	523	5 介護保険災害等臨時特例補助金	523

1 職員給与費等繰入金	260	1 職員給与費等繰入金	260
-------------	-----	-------------	-----

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	27,891	425	28,316	165		260	
計	27,891	425	28,316	165		260	

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

1 第1号被保険者保険料還付金	443	118	561	118			
計	4,208	118	4,326	118			

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	95	1 職員給与関係経費 95
		3 職員手当等 95
		1 扶養手当 50
		1 扶養手当
12 委託料	330	11 児童手当等 45
		1 児童手当
		2 介護保険事務費 330
		12 委託料 330
		5 業務委託料
		2 介護保険システム改修委託料

22 償還金、利子及び割引料	118	2 第1号被保険者保険料還付金 118
		22 償還金、利子及び割引料 118
		3 過誤納還付金
		1 過誤納還付金

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職	26	1,845					1,845		1,845	
	計	26	1,845					1,845		1,845	
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職	26	1,845					1,845		1,845	
	計	26	1,845					1,845		1,845	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>1</u> / <u>7</u>)	1,077	23,814	14,072	38,963	6,840	45,803	
補 正 前	(<u>1</u> / <u>7</u>)	1,077	23,814	14,022	38,913	6,840	45,753	
比 較	(<u> </u>)			50	50		50	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	470		641		1,230		324	5,191	3,385	2,831	
	補 正 前	420		641		1,230		324	5,191	3,385	2,831	
	比 較	50										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>6</u>)		21,487	13,161	34,648	6,505	41,153	
補 正 前	(<u>6</u>)		21,487	13,111	34,598	6,505	41,103	
比 較	(<u> </u>)			50	50		50	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後	470		555		1,200		324	4,711	3,385	2,516	
	補 正 前	420		555		1,200		324	4,711	3,385	2,516	
	比 較	50										

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>1</u>) 1	1,077	2,327	911	4,315	335	4,650	
補 正 前	(<u>1</u>) 1	1,077	2,327	911	4,315	335	4,650	
比 較	()							

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			86		30			480		315	
	補 正 前			86		30			480		315	
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		会計年度任用職員制度導入に伴う増加分	会計年度任用職員	
		給与改定に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.10 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計年度任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現在在職する 職員数 その他 計 補正後 6 人 人 6 人 補正前 6 人 人 6 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	50	会計年度任用職員制度導入に伴う増加分	通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 退職手当	
		制度改正に伴う増減分	住居手当 勤勉手当	
		その他の増減分	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	50

3 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分	一 般 行 政 職	
令和2年12月1日現在	平均給料月額	304,600
	平均給与月額	336,435
	平均年令	41歳 2月
令和2年 9月1日現在	平均給料月額	304,600
	平均給与月額	349,552
	平均年令	40歳 11月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	154,900	150,600
大 学 卒	182,200	182,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数（人）	構成比（％）
令和2年12月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	1	16.7%
	4	1	16.7%
	3	4	66.6%
	2	()	()
	1	()	()
	計	6	100.0%
令和2年 9月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	1	16.7%
	4	1	16.7%
	3	4	66.6%
	2	()	()
	1	()	()
	計	6	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任、係長	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、課長	特に困難な職務を分掌する課長	部長

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	6	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比率 (B) / (A) (%)			
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	6	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比率 (B) / (A) (%)			
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	
補正前	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	
国の制度	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第9号

令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		32,434	6,762	39,196
	1 一般会計繰入金	32,434	6,762	39,196
歳入合計		161,813	6,762	168,575

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		158,069	6,762	164,831
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	158,069	6,762	164,831
歳 出 合 計		161,813	6,762	168,575

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	32,434	6,762	39,196
歳入合計	161,813	6,762	168,575

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	158,069	6,762	164,831			6,762	
歳 出 合 計	161,813	6,762	168,575			6,762	

2 歳 入
(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 保険基盤安定繰入金	30,013	6,762	36,775
計	32,434	6,762	39,196

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	6,762	5 保険基盤安定繰入金 6,762

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	158,069	6,762	164,831			6,762	
計	158,069	6,762	164,831			6,762	

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	6,762	2 後期高齢者医療広域連合納付金 6,762 18 負担金補助及び交付金 6,762 5 負担金 5 茨城県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定納付金

議案第10号

令和2年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和2年度美浦村の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額77,239千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,049千円	0千円	2,049千円
支 出			
第1款 資本的支出	72,721千円	6,567千円	79,288千円
第1項 建設改良費	304千円	6,567千円	6,871千円

令和2年12月8日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 2年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			72,721	6,567	79,288	
	1. 建設改良費		304	6,567	6,871	
		1. 配水施設拡張費		2	6,567	6,569

令和 2年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月 31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	18,107	0	18,107
減価償却費	118,474	0	118,474
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 790	0	△ 790
修繕引当金の増減額 (△は減少)	1	0	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	731	0	731
長期前受金戻入額	△ 25,920	0	△ 25,920
受取利息及び受取配当金	△ 9	0	△ 9
支払利息	17,717	0	17,717
未収金の増減額 (△は増加)	△ 592	0	△ 592
未払金の増減額 (△は減少)	17,560	△ 597	16,963
たな卸資産の増減額 (△は増加)	313	0	313
小計	145,592	△ 597	144,995
利息及び配当金の受取額	9	0	9
利息の支払額	△ 17,717	0	△ 17,717
業務活動によるキャッシュ・フロー	127,884	△ 597	127,287
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 299	△ 5,970	△ 6,269
他会計補助金による収入	0	0	0
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	1,860	0	1,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,561	△ 5,970	△ 4,409
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 72,416	0	△ 72,416
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 72,416	0	△ 72,416
資金増加額 (又は減少額)	57,029	△ 6,567	50,462
資金期首残高	912,532	604	913,136
資金期末残高	969,561	△ 5,963	963,598

令和 2年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1.	資本的支出		72,721	6,567	79,288
	1.	建設改良費	304	6,567	6,871
		1. 配水施設拡張費	2	6,567	6,569

節		区 分	金 額	説 明
		工事請負費	6,567	・R2美浦上水配水第1号配水管布設替工事 6,567

議案第11号

令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和2年度美浦村の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度美浦村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	854,376千円	9,000千円	863,376千円
第2項 営業外収益	518,208千円	9,000千円	527,208千円
支 出			
第1款 事業費用	886,839千円	16,492千円	903,331千円
第1項 営業費用	791,124千円	16,492千円	807,616千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額236,164千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	610,989千円	29,950千円	640,939千円
第3項 補助金	230,710千円	29,950千円	260,660千円
支 出			
第1款 資本的支出	877,103千円	0千円	877,103千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道施工管理委託料	令和3年度～令和5年度	90,629千円
土木設計積算システム利用料	令和3年度	1,200千円
複写機賃借料	令和3年度	30千円

令和2年12月8日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 2年度 美浦村下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業収益			854,376	9,000	863,376	
	2. 営業外収益		518,208	9,000	527,208	
		3. 補助金		26,282	9,000	35,282

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業費用			886,839	16,492	903,331	
	1. 営業費用		791,124	16,492	807,616	
		2. 管渠費(農業集落排水事業)	22,404	2,262	24,666	
		4. 処理場費(農業集落排水事業)	54,998	3,370	58,368	
		5. 業務費	29,086	10,860	39,946	

資本的収入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			610,989	29,950	640,939	
	3. 補助金		230,710	29,950	260,660	
		1. 補助金		230,710	29,950	260,660

令和 2年度 美浦村下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 27,073	△ 7,344	△ 34,417
減価償却費	479,246	0	479,246
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	150	0	150
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,758	0	2,758
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	496	0	496
長期前受金戻入額	△ 310,960	0	△ 310,960
受取利息及び受取配当金	△ 253	0	△ 253
支払利息	75,851	0	75,851
未収金の増減額 (△は増加)	33,655	0	33,655
未払金の増減額 (△は減少)	86,074	2,574	88,648
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0	0	0
小計	339,944	△ 4,770	335,174
利息及び配当金の受取額	253	0	253
利息の支払額	△ 75,851	0	△ 75,851
業務活動によるキャッシュ・フロー	264,346	△ 4,770	259,576
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 583,663	0	△ 583,663
国庫補助金による収入	0	27,228	27,228
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	233,910	0	233,910
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 349,753	27,228	△ 322,525
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	356,100	0	356,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 245,723	0	△ 245,723
財務活動によるキャッシュ・フロー	110,377	0	110,377
資金増加額 (又は減少額)	24,970	22,458	47,428
資金期首残高	747,656	0	747,656
資金期末残高	772,626	22,458	795,084

令和 2年度 美浦村下水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業収益			854,376	9,000	863,376
	2. 営業外収益		518,208	9,000	527,208
		3. 補助金		26,282	9,000

節		説 明
区 分	金 額	
県補助金	9,000	・接続支援事業補助金 9,000

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業費用			886,839	16,492	903,331
	1. 営業費用		791,124	16,492	807,616
		2. 管渠費(農業集 落排水事業)	22,404	2,262	24,666
		4. 処理場費(農業 集落排水事業)	54,998	3,370	58,368
		5. 業務費	29,086	10,860	39,946

節		説 明
区 分	金 額	
修繕費	2,262	・中継マンホールポンプ修繕等 2,262
修繕費	3,370	・各地区処理施設修繕 3,370
補助金	10,860	・接続支援事業補助金 10,860

資本的収入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的収入			610,989	29,950	640,939
	3. 補助金		230,710	29,950	260,660
		1. 補助金	230,710	29,950	260,660

節		区 分	金 額	説 明
		国庫補助金	29,950	・社会資本整備総合交付金 29,950